

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成20(2008)年8月20日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍の解説(★のある書籍)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一決平成20年5月1日 金法1842号103頁
平成20年(受)第488号 保証債務履行請求控訴事件

本件の事案は以下のとおりである。
BはA信用金庫から金員を借り入れるについてX信用保証協会に対し、信用保証の委託をし、X信用保証協会はA信用金庫との間で、上記信用保証委託契約に基づき、BのA信用金庫に対する上記債務を信用保証するとの合意をした。Bの妹でありCの妻であるYは、X信用保証協会との間で、Cに無断で、いわゆる署名代理の方法により、記信用保証委託契約に基づくBの求償金債務および損害金債務を連帯保証するとの合意をした。X信用保証協会は、A信用金庫に対し、上記信用保証債務につき弁済した。X信用保証協会は、Yに対し、民法117条1項により、無権代理人に対する履行請求として、求償金元本およびこれに対する約定損害金の支払を求めた。

本件では、民法117条2項の「過失」の有無が主争点となったところ、本判決は、署名代理の方法により無権代理行為がなされた場合、無権代理人に無権代理人としての責任を負わせることにつき、顕名により代理行為がなされた場合と取り扱いを異にする理由はないとして民法117条の適用があるとしたうえで、本件における信用保証委託契約書ないし金銭消費貸借契約証書には、それぞれ連帯保証人とされた者の実印が押捺されており、かつ、印鑑登録証明書が添付されていること、連帯保証人とされた者に対して保証意思を確認すべき疑念事情があることを認めるに足る証拠はないこと、信用保証委託契約締結に至った経緯・事情などを総合すると、X信用保証協会が、Yに対し、代理権を証する書類の提出を求めず、また、連帯保証人とされた者に保証意思の確認を行わなかったからといって、X信用保証協会において、Yに対する無権代理人としての責任追及を否定されるべき過失があるということとはできないとした。

(2) 東京地判平成18年10月3日 判タ1259号271頁
平成15年(ワ)第28800号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴)

本件は、Xが、平成4年から同15年にかけて、Y1(世界基督教統一神霊協会)に対し、献金・商品購入代金の名目で合計約4億5000万円を交付したことについて、Y1の信者であるY2～Y5がした違法な勧誘行為によるものであるとして、Y1に対しては民法709条、715条、Y2～Y5に対しては民法709条に基づき交付した金銭相当額、慰謝料等の支払いを求めた事案である。本判決は、相手方に害悪を告知したり心理的な圧力を加える等して殊更に相手方の不安、恐怖心等をあおる等、相手方の自由な意思決定に制限を加えるような不相当な方法で勧誘行為がなされ、その結果、正常な判断が妨げられた状態で過大な献金がされたと認められる場合には、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違法と評価されるとしてY2～Y5の責任を認め、また、Y1が組織的、計画的に信者らに違法な勧誘行為を行わせていたとまでは認められないからY1自身は不法行為責任を負わないが、信者らの勧誘行為に対する指揮監督が及び得る関係にあるから使用者責任を負うとし、原告の請求のうち約2億9000万円を認容した。

(3) 東京地判平成18年11月7日 判タ1242号224頁
平成16年(ワ)第20873号 損害賠償等請求事件(一部認容・確定)

原告が、被告ら複数名に対し、被告らが配信したメールマガジンや発行した雑誌において原告が準強姦事件に関与したなどの記載をしたこと等により原告の名誉を毀損したとして、損害賠償の請求等を行った事案において、本件雑誌の記事中、対象となっている人物が実名ではなくイニシャルで表記され、被害者の特定がされているかが争点となったが、本判決は、本件記事中のイニシャルが、原告を表記する意図で使用されたものであること、そのイニシャルと勤務先と原告のそれとが一致していること、本件記事の対象人物の所属部署と原告の実際の所属部署もその意味するところは概ね一致していること、本件記事掲載当時、事の真偽は別として、インターネット上あるいは原告の周囲で、原告と当時世間の注目を集めていた準強姦事件を起こしたとされる団体との関連性が取りざたされていたことを認定した上で、原告と面識がある者や原告の属性のいくつかを知る者が本件記事を見れば本件記事の対象が原告と認識することは容易であるとして、本件において被害者の特定がされているものとして、それぞれに対する請求について、それぞれの表現内容、表現媒体等の事情を考慮し165万円から220万円の幅で認容した。

(4) 東京地判平成19年12月5日 判時2003号62頁
平成18年(ワ)第25914号 損害賠償請求事件(棄却、確定)

A社の元社員YがA社の執行役員Xよりセクハラ行為を受けたとしてX及びその使用者であるA社に対し損害賠償請求を求める訴えを提起した。その訴訟係属中に新聞社ZはYからの取材をもとに日刊紙「夕刊フジ」紙面上に「セクハラ技」の大見出しや「タクシー社内強引キス、出張先では関係迫り」などの小見出しを付した記事を掲載し発行した。本件はYの情報提供によりXの名誉が毀損されたとしてXがYに対し不法行為に基づく損害賠償請求及び謝罪広告の掲載を求めたものである。

本判決は新聞記事の見出しは読者に本文記事の内容を推知させるものであるとした上で、本件記事は上記のような見出しのほか「東京地裁で係争中」との見出しもあり、本件記事の見出しのみから本件記事の名誉棄損性を判断することはできず、また読者は見出しのみならず本文記事を全体として通読するのが通常であるから、新聞記事の名誉棄損性を判断するには原則として見出しのみならず記事全体から受ける印象をもっと判断するべきであ

るとした。本件判決は一般読者の普通の読み方を基準として本件記事全体を見た場合、本件記事はYがXに対し別件訴訟を提起したこと及びセクハラ行為があったとするYの主張を摘示したものであるとして名誉棄損性を否定した。さらにYのZに対する情報提供行為について新聞記事は取材と編集の過程を経て作成されるものであるから被取材者が提供した情報又は発言等をそのままの形で記事内容とするのではなく被取材者もそのような事態を予見していないのが通常であるから被取材者の情報提供を原因として第三者の名誉を毀損する記事が報道され第三者の社会的評価が低下したとしても、通常は情報提供と社会的評価低下との間に相当因果関係を認めることは困難であるとし、本件でも仮に本件記事がXの名誉を棄損するものであったとしてもYの情報提供行為とXの社会的評価低下との間に相当因果関係があるということはできないと判断した。なお、見出しによる名誉棄損を否定した裁判例として岐阜地判昭和58年5月11日、東京地判平成9年4月28日がある一方で見出しによる名誉棄損を肯定した東京高判平成13年4月11日、東京地判平成3年1月14日がある。

(5) 東京地判平成20年4月21日 金法1842号115頁
平成17年(ワ)第10649号 損害賠償請求事件

X社は、金融機関とX社代表者との間の金銭消費貸借契約に基づくX社代表者の債務の担保としてX社所有の株式を金融機関に預託していたところ、金融機関が、X社代表者の債務の弁済期前に同預託株式の一部を売却処分し、その売却代金をX社代表者の債務の弁済に充当したので、X社が、金融機関に対し、上記株式の売却処分が善管注意義務をもって保管継続すべき義務に違反する旨主張して債務不履行に基づく損害賠償請求を行った事案である。

本判決は、X社が金融機関に対して融資の担保として株式を差し入れる際、X社と金融機関との間で、当該担保株式の株価が一定程度下落した時点で金融機関が当該担保株式を処分して融資の弁済に充当できる旨の合意が成立していたものと認められるとしたうえで、上記合意および上記合意に基づく金融機関による担保株式の売却処分が信義則ないし公序良俗に反するものであるとは認められないとして、金融機関の善管注意義務違反を否定した。

(6) 島原簡判平成19年1月31日 判タ1242号219頁

平成18年(ハ)第138号 供託金還付請求権取立権確認本訴請求事件(本訴認容)、平成18年(ハ)第213号 供託金還付請求権の取立権存在確認反訴請求事件(反訴棄却、確定)

訴外会社が地方公共団体に対し有していた工事請負代金債権について、国による差押えと訴外会社の被告らに対する給与債務の弁済を目的とした訴外会社の被告らに対する債権譲渡通知とが競合した事案において、本判決は、債権譲渡通知について、当該債権譲渡通知が真正なものであると信じたことについて債務者に過失がないと評価される程度の外観を具備していない通知は債務者その他の第三者に対し対抗できないと判示した上で、本件債権譲渡通知には、会社代表者であることの記載はあるものの、代表者印(会社印)ではなく、個人名義の印章が押捺されているに過ぎず、会社の機関たる代表者による通知か個人による通知か不明であり、会社代表者が外部に書面をもって意思表示等をする場合の一般的な形式(代表者印(会社印)の押捺)と明らかに異なること及び当該債権には債権譲渡禁止特約が付され、契約上、当事者の一方的な通知による債権譲渡が本来予定されておらず、第三債務者にはより慎重は対応が求められる状況であったことを理由に、本件債権譲渡通知は債務者その他の第三者に対し対抗できないと判示した。

【商事法】

(7) 東京高判平成20年3月13日 判時2004号143頁
平成19年(ネ)第5193号 損害賠償請求控訴事件

被保険者が本件人身傷害補償保険の保険金の支払いを受けた後に加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起した場合において、被保険者にも過失があるとされたときは、同訴訟において認容された加害者に対する損害賠償請求権の額と支払を受けた保険金の額との合計額が同訴訟において認定された被保険者の損害額を上回る場合に限り、その上回る限度において、すなわち、同訴訟において認定された被保険者の過失割合に対応する損害額を保険金の額が上回る場合に限り、その上回る限度において、保険会社は被保険者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得し(ただし、上回るか否かの比較は、積極損害、消極損害、慰謝料の被害項目ごとに行うべきである。)、被保険者はその限度で加害者に対する損害賠償請求権を喪失する。

(8) 東京地判平成20年3月27日 判時2005号80頁

平成18年(ワ)第28256号 損害賠償請求(株主代表訴訟)事件(棄却、確定)

もともと子会社の株主であった者が、株式移転により完全親会社の株主となったところ、完全子会社及び完全親会社の取締役を兼務している者に対し、完全親会社の株主として、完全子会社の取締役として行った過去の行為についての完全親会社に対する責任を追及すべく株主代表訴訟を提起した事案において、株式移転においては既存の株式会社の法人格は完全子会社となった後も維持されるため、既存の株式会社の有する債権債務関係が当然に完全親会社に承継されるわけではなく、とすると、株式移転により完全子会社となった会社の取締役であった者は、完全子会社の取締役として行った過去の違法行為について、依然として完全子会社に対して責任を負うのであって、株式移転後に完全親会社の取締役に就任したとしても、完全子会社において行った過去の違法行為を理由に、完全親会社に対して責任を負うことは特段の事情が存在しない限りない、と判示された事例。

【知的財産】

(9) 大阪高判平成19年10月25日 判タ1259号311頁

平成19年(ネ)第1229号 不正競争行為差止等請求控訴事件(控訴棄却、確定)

本件は、醤油だれを白色の餅生地で包んだ形態のだんごを製造販売するXが、自身がかかると形態のだんごを発売して製造販売を開始したとして、これに類似するだんごを製造販売するYに対し、[1]Yの商品の包装紙等に「元祖」表示を付する行為が内容又は品質を誤認させるような表示であり不競争法2条1項13号に該当する、[2]同様にXの営業上の信用を毀損する虚偽の事実の告知であり同項14号に該当するとして、その使用の差止等を請求した事案である。本判決は[1]について、同種の菓子食品であっても品質等、様々な点に違いがあるのが通常であった一番最初に当該商品についての着想を得る等した者が製造した商品であるからといって必ずしもその品質が優れているとは限らないから、「元祖」を「ものごとを始めた者」と解したとしてもかかる表示が直ちに商品の特定の品質に結びついて商品選

定に影響するとは認められない等として、品質誤認表示にあたらぬとし、また、「元祖」を「製造販売を継続している者の中で最古の者」と解したとしても、XがYに先立って継続して商品を製造販売していたと認めることはできず、品質誤認表示にあたらぬとし、[2]についても、「元祖」の表示は自らについて説明するものといえても、他の同業者の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したといえないとし、控訴を棄却した。

(10) 知財高判平成19年10月31日 判時2005号70頁

平成19年(行ケ)第10158号 審決取消請求事件(棄却、上告受理申立、上告)

商標の不使用取消審決に対する取消を求めた訴訟において、およそ国内における流通を予定せず、かつ現に流通していない商品は商標法が規定する「商品」に該当せず、法の保護が及ばず、輸出用商品に商標を付する行為は、平成18年改正前の商標法50条1項が定める「登録商標の使用」に該当しないとして、不使用取消審決が維持された事例。また、この判決では、商標の不使用取消審判の「請求の趣旨」における「指定商品の範囲」に『及びこれらに類似する商品』との記載を含めた点で、範囲が不明確であり、法的安定性を害する結果とならざるを得ないから、請求の趣旨の明確性に対する審判手続の運用を是正・改善すべきとの付言がなされている。

(11) 知財高判平成20年7月17日 裁判所HP

平成20(ネ)第10009号 発信者情報開示等請求控訴事件(原審 東京地方裁判所平成19年(ワ)第9982号)

原告は刑事訴訟事件における証人尋問を傍聴した結果をまとめた傍聴記を、インターネットを通じて公開し、被告の管理・運営するYahoo!ブログに本件ブログ記事が原告に無断で掲載された。

原告は被告に対して、本件ブログ記事が原告の原告傍聴記に対する著作権を侵害すると主張して、[1]プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件ブログ記事の発信者の情報開示を求めるとともに、[2]著作権法112条2項に基づき、本件ブログ記事の削除を求めたところ、原判決は、原告傍聴記は著作権法2条1項1号の「著作物」に該当しないと理由により原告の請求を棄却し、原告は控訴を提起した。

原告は、実際に証言された順序ではなく、時系列にしたがって順序を入れ替えたこと、原告傍聴記において固有名詞を省略したこと等を創意工夫として例示したが、原告の主張する創意工夫については、経歴部分の表現は事実の伝達にすぎず、表現の選択の幅が狭いので創作性が認められないし、実際の証言の順序を入れ替えたり、固有名詞を省略したことが、原告の個性の発揮と評価できるほどの選択又は配列上の工夫ということではできない、と判断により本件控訴は棄却された。

(12) 知財高判平成20年7月30日 裁判所HP

平成19(ネ)第10082号 著作権侵害差止請求控訴事件(原審 東京地方裁判所平成19年(ワ)第11535号)

本件映画を複製して製造したDVD商品を輸入販売する控訴人(被告)の行為が被控訴人(原告)の著作権を侵害するとして、著作権法112条に基づき、DVD商品の増製、輸入及び頒布の差止め並びに在庫品の廃棄を求めたのに対し、控訴人が本件映画についての著作権は存続期間の満了により消滅したと主張して争っている事案で、原判決は、本件映画の著作権の存続期間は満了していないから、控訴人の行為は被控訴人の上記著作権の侵害に当たるなどとして、原告の各請求を認容したため、控訴人が取消しを求めて控訴した。

控訴人は、旧著作権法下においては、映画は映画製作者の単独著作物であると解され、しかも、映画製作者が会社(法人)の場合には同法6条の団体著作物に当たるから、本件映画は、いずれも旧大映が製作した団体著作物としてその著作権の保護期間は30年間(延長措置により33年間)であり、その結果、著作権の存続期間が満了し、著作権が消滅したものであると主張したが、本件映画における「大映株式会社製作」との表示は映画製作者が旧大映であることを示すものであり「監督黒澤明」との表示が本件映画の著作者を示すものであると認めるのが相当であるから、本件映画は著作者の実名を表示して興行された著作物であり、旧著作権法6条にいう団体名義の著作物に当たらないというべきであり、本件映画の著作権の存続期間は旧著作権法3条が適用されるものと解される、と判断により本件控訴は棄却された。

【民事手続】

(13) 最二決平成20年7月18日 最高HP

平成20年(許)第21号 移送申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件(破棄自判)

Xは、貸金業者であるYに対し、利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息の約定による過払金664万円余りについて、不当利得返還請求訴訟(以下「本件訴訟」という。)をXの住所地を管轄する大阪地方裁判所に提起したところ、Yは、Xとの契約証書に、大阪簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の条項があるとして、同裁判所に移送する申立てをした事案において、本件訴訟が、その訴額において簡易裁判所の専属管轄に属する訴額をはるかに超えるものであり、その判断にも相当の困難を伴うものであること等を理由に、相手方の移送申立てを却下する旨の決定をした原々審が支持された事例。(理由)

民訴法16条2項の規定は、簡易裁判所が少額軽微な民事訴訟について簡易な手続により迅速に紛争を解決することを特色とする裁判所であり(裁判所法33条、民訴法270条参照)、簡易裁判所判事の任命資格が判事のそれよりも緩やかである(裁判所法42条、44条、45条)ことなどを考慮して、地方裁判所において審理及び裁判を受けるという当事者の利益を重視し、地方裁判所に提起された訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属するものであっても、地方裁判所が当該事件の事案の内容に照らして審理及び裁判が相当と判断したときはその判断を尊重する趣旨に基づくもので、自庁処理の相当性の判断は地方裁判所の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。そうすると、地方裁判所にその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する訴訟が提起され、被告から同簡易裁判所への移送の申立てがあった場合においても、当該訴訟を簡易裁判所に移送すべきか否かは、訴訟の著しい遅滞を避けるためや、当事者間の衡平を図るという観点(民訴法17条参照)からのみではなく、同法16条2項の規定の趣旨にかんがみ、広く当該事件の事案の内容に照らして地方裁判所における審理及び裁判が相当であるかどうかという観点から判断され

るべきものであり、簡易裁判所への移送の申立てを却下する旨の判断は、自庁処理をする旨の判断と同じく、地方裁判所の合理的な裁量にゆだねられており、裁量の逸脱、濫用と認められる特段の事情がある場合を除き、違法ということはできないというべきである。このことは、簡易裁判所の管轄が専属的管轄の合意によって生じた場合であっても異なるところはない(同法16条2項ただし書)。

(14) 大阪高判平成20年4月17日 金法1841号45頁
平成19年(ネ)第2032号 破産債権査定異議控訴事件

被控訴人は、Aが代表するB社に対して5口の債権を有し、これを担保するため、AとB社が共有する土地およびB社が所有する建物に根抵当権の設定を受けていた。B社の破産手続開始決定後、これらの土地建物が任意売却され、被控訴人はその売却代金から弁済を受けた。その後、被控訴人が総債権額からB社からの回収額を控除した金額を破産債権として届け出たところ、これに対しB社の破産管財人(控訴人)が、物上保証人であるAの持分からの回収額も控除すべきである旨主張して異議を述べた事案。

本判決は、複数の債務についての全部義務者または物上保証人がそのうち1つの債務を全額弁済したとしても、他の債務が残存している以上、当初約束した責任を果たしたとは言えず、逆に債権者は、担保を設定した当初の目的をいまだ達していないといえるのであり、その利益状況は、1個の債務の一部が弁済された場合と異なるものではないことなどを理由として、債権者は、物上保証人による弁済額を控除されることなく、届出債権額全額について破産債権として行使することができるとした。

(15) 名古屋地判平成19年11月30日 判時2005号40頁
平成17年(ワ)第3753号 貸金返還等請求事件(一部認容、一部棄却、確定)

破産者からその破産前に新株引受権の贈与を受けてこれを行行使し、株式を取得して第三者に売却した受益者に対し、破産管財人が当該贈与行為につき否認権を行使(但し、もともと債権者が詐害行為取消訴訟を提起済みで、これを承継した事案において、当該贈与行為は旧破産法72条1号の故意否認の対象となり、受益者も悪意であるところ、新株引受権と株式との間には経済的連続性があるから否認権行使の場面においては新株引受権とその行使によって取得された株式は同一のものとして取り扱うのが相当で、償還されるべき目的物の価額は否認権行使時の株価を基準として算定すべきである、として、破産管財人からの価額賠償請求を認容した事例。

【公法】

(16) 東京地判平成18年10月25日 判タ1259号239頁
平成16年(ワ)第5735号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴)

本件は、平成3年12月に相続が開始されたAの相続人Xが、同4年6月にB税務署長に対し、相続財産である土地の一部での相続税の物納申請をしたが、徴収の引継を受けたC国税局長が物納を許可したのは同15年11月であったため、それまで許可の処分が受けられなかったのは、担当職員らが職務上の法的義務に違反して必要な補完要求や調査を速やかにしなかったためであるとして、Y(国)に対し、国家賠償法1条に基づき、本件土地の価額から相続税額を差し引いた還付金に対する利息相当額や慰謝料等を請求した事案である。本判決は、本件物納申請の審査を担当していたB税務署の職員について、申請後まもなく本件物納申請財産については対象地の範囲がはっきりしないこと、及び、土地賃貸借契約が内容面で問題があり契約内容について補完要求をするとすると労力を要することを把握していたのであるから、対象地の範囲を確定させるのと並行して土地賃貸借契約の内容が物納の要件である「管理又は処分をするのに不適当」かどうかの審査を進める等し、遅くとも申請後1年程度の間には、Xに対し、その問題点を指摘すべきであったのにこれを行っていない等として、職務上通常尽くすべき注意義務を怠っており国家賠償法上違法と評価されるとして、Xの請求を(一部)認容した。

(17) 福岡地判平成20年1月29日 判時2003号43頁
平成18年(行ウ)第24号 所得税の更正処分取消請求事件(認容、控訴)

Xは平成16年3月に行った建物譲渡による損失について約170万円の税の還付を求める更正請求したが租税特別措置法が改正され損益通算ができなくなったとして更正すべき理由がない旨の通知処分を受けた。Xは、異議申立て、審査請求を行ったが奏功しなかったため、損益通算を廃止した法を施行時期である平成16年4月1日より前に行われた住宅譲渡に適用することは憲法(租税法規不遡及の原則)に違反するとして処分の取消訴訟を提起した。

本判決は租税法主義は租税法規の遡及適用を禁じているが絶対的のものではなく国民の経済生活の法的安定性・予見可能性を害しない場合には遡及適用を行うことも憲法は許容しているとして、本件租税法改正は租税法規の遡及適用に当たるが、本件改正により遡及適用を行うことは損益通算目的の駆け込みの不動産売却を防止する必要性などからその必要性合理性は一定程度認められるものの本件改正は生活の基本である住宅の取得に関わるものであり、これにより不利益を被る国民の経済的損失は多額に上る場合も少なくないこと、平成15年12月31日時点で国民に対し本件改正が周知されているといえる状況ではなかったこと等を総合すると国民の経済生活の法的安定性・予見可能性を害しないものであることとすべき損益通算の適用を受けられなかったXに適用される限りにおいて租税法規不遡及の原則(憲法84条)に違反し違憲無効というべきであるとした。

(18) 東京地判平成20年2月15日 判時2005号3頁
平成18年(行ウ)第496号 法人税更正処分取消等請求事件(認容、控訴)

会社の従業員が架空外注費を計上して会社の金員を詐取していたことが発覚したことにつき、税務署が損金の過大計上等を理由として法人税の更正処分等を行ったことに対し、その取消を求めた訴訟において、当該詐取行為によって会社が従業員に対して取得することとなる不法行為に基づく損害賠償請求権の額を会社の収益として計上すべき事業年度は、民法724条(消滅時効の起算点)の規定を引用して、法律上当該請求権が発生した事業年度(不法行為発生の日)ではなく、現実的な処分可能性のある経済的利益を客観的かつ確実に取得したといえる当該会社が損害及び加害者を知った事業年度とすべきであるとされた事例。

【社会法】

(19) 東京高判平成18年12月21日 判タ1242号201頁

平成18年(ホ)第3848号 地位確認等請求控訴事件(変更, 確定)

Xは, 平成元年, 在日米軍の労働者としてY(日本国)に採用され勤務していたが, 同13年5月, 労働能力が不足しているとして, 一定期間内に一定業務を遂行することを求め遂行しない場合に配置転換等があり得る旨の記載がある「救済援助プログラム」と題する書面を交付され, 同14年7月から休業処分とされた後, 同15年9月に解雇された。本件は, Xが本件休業処分及び解雇が無効であると主張して労働契約上の地位の確認と未払給与の支払を求めた事案であり, 休業処分及び解雇の理由の有無及び手続要件の充足の有無が争われた。

本件控訴審判決は, Xの稼働状況や解雇に至る経過からYの主張する不適格解雇事由の一部を肯定したが, 基本労働契約において「その者の能力に相応する職務が得られるか否かを確認する」措置を経るべきことが定められているのに, Xに対してはインターネットで確認できるような一般的な求人情報, 募集締切日が経過したものや差し迫っていて応募が間に合わないもの, Xの従前の等級より高いなど応募が困難なものしか情報提供がなかったとし, 本件解雇は相応職務確認措置を経たといえず無効であること, そして, 本件休業処分は事実の基礎を欠き社会通念上も著しく妥当性を欠き, 裁量権の範囲を超えていて無効であったとして, Xの労働契約上の地位を確認し, 未払給与の支払いを命じた。

(20) 広島高判平成19年9月4日 判タ1259号262頁

平成19年(ホ)第172号 時間外勤務手当等請求控訴事件(変更, 確定)

本件は, 被控訴人を退職した控訴人が, [1]時間外勤務手当及び遅延損害金, [2]同手当を支払わなかったことに基づく労基法114条による付加金, [3]同手当が支払われずに長時間労働を強いられやむなく退職せざるを得なかったにもかかわらず自己都合による退職扱いとして社員退職金規程に基づき減額支給したのは違法であるとして同減額分及び遅延損害金, [4]支払義務があることを知りながら時間外勤務手当を支払わずに控訴人に長時間労働させたことによる不法行為に基づく損害賠償金及び遅延損害金の各支払を求めた事案である。被控訴人が原判決言い渡し後に[1]の請求に係る金員全額を控訴人に支払ったところ, 本判決は[2]について, 付加金の支払いを命ずるには口頭弁論終結時において不払い事実が存在することが必要であるとし, [3]について, 被控訴人の時間外勤務手当の不支給と控訴人の退職には因果関係がないとして, いずれも被控訴人の請求を認めなかったが, [4]については, 被控訴人の不法行為が成立するとし, 219万9129円及び同不法行為と相当因果関係のある損害として弁護士費用25万円の合計244万9129円を損害として認定し, 労基法115条の消滅時効期間が経過しているとの主張に対しては, 不法行為に基づく損害賠償とはその成立要件等も異なるから主張として失当であるとした。

【紹介済み判例】

最三判平成20年2月19日 判時2004号77頁

平成18年(受)第1994号 保険金請求事件

→法務速報83号1番にて紹介済み。

最二決平成20年3月3日 判時2004号158頁

平成17年(あ)第947号 業務上過失致死被告事件

→法務速報83号25番にて紹介済み。

最一判平成20年2月28日 判時2005号10頁

平成19年(受)第611号 損害賠償請求事件(上告棄却)

→法務速報83号2番にて紹介済み。

最三判平成20年4月22日 判時2005号149頁

平成19年(あ)第1055号 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反幫助被告事件(上告棄却)

→法務速報83号23番にて紹介済み。

最一判平成18年7月13日 判タ1242号123頁

平成17年(受)第1327号 補償金請求事件(一部破棄差戻)

→法務速報63号17番にて紹介済み。

最三決平成19年3月20日 判タ1242号127頁

平成18年(許)第39号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報72号28番にて紹介済み。

最二判平成19年3月30日 判タ1242号120頁

平成17年(受)第1793号 離婚等請求本訴, 同反訴事件(一部上告棄却, 一部破棄差戻)

→法務速報72号30番にて紹介済み。

最三判平成19年4月17日 判タ1242号104頁

平成18年(受)第1026号 保険金請求事件(破棄差戻)

→法務速報72号20番にて紹介済み。

最一判平成19年4月19日 判タ1242号114頁

平成16年(行七)第208号 審決取消請求事件(破棄差戻)

→事件法務速報72号59番にて紹介済み。

最一判平成19年4月23日 判タ1242号100頁

平成17年(受)第1841号 保険金請求事件(破棄差戻)

→法務速報73号19番にて紹介済み。

最三判平成19年4月24日 判タ1242号107頁

平成17年(受)第2126号 損害賠償請求事件(一部破棄自判, 一部棄却)

→法務速報73号10番にて紹介済み。

最一決平成20年3月6日 判時2003号36頁
平成19年(行フ)第6号 排除措置命令違反に対する過料事件の決定に対する許可抗告事件
(抗告棄却)
→法務速報83号37番にて紹介済み。

最二判平成20年2月29日 判時2003号51頁
平成18年(受)第192号 賃料減額確認請求本訴, 同反訴事件(破棄差戻)
→法務速報83号3番にて紹介済み。

最二判平成20年2月22日 判時2003号144頁
平成19年(受)第528号 所有権移転登記末梢登記手続等請求事件(破棄差戻)
→法務速報83号14番にて紹介済み。

最一判平成20年3月27日 判時2003号155頁
平成18年(受)第1870号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報84号13番にて紹介済み。

最三判平成20年3月4日 判時2003号159頁
平成19年(あ)第1659号 覚せい剤取締法違反, 関税法違反被告事件
→法務速報83号26番にて紹介済み。

2. 平成20(2008)年8月20日までに成立した, もしくは公布された法律

成立・公布された法律はありません。

3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・神田秀樹監修/著 大野正文・齊藤宗孝他編著 金融財政事情研究会 462頁 4830円
株券電子化 その実務と移行のすべて

・鳥飼重和編著 清文社 180頁 1680円
経営承継円滑化法と民法特例の法実務

・三浦章生著 経済法令研究会 507頁 3990円
一問一答金融商品取引法の実務 行為規制・取引規制詳説・・・★

・岡本正治/宇仁美咲著 大成出版社 891頁 8400円
[詳解]不動産仲介契約

・村松秀樹他著 金融財政事情研究会 429頁 4830円
概説 新信託法

4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・日本弁護士連合会編 第一法規 935頁 6510円
日弁連研修叢書 平成19年研修版 現代法律実務の諸問題

・田中辰雄/林紘一郎編著 勁草書房 286頁 3150円
著作権保護期間 延長は文化を振興するか?

・浅川千尋著 日本評論社 218頁 5040円
国家目標規定と社会権 環境保護, 動物保護を中心に

・日野「君が代」処分対策委員会/日野「君が代」ピアノ伴奏強要事件弁護団編 日本評論社 762頁 8400円
日野「君が代」ピアノ伴奏強要事件全資料

・土田道夫著 有斐閣 805頁 6090円
労働契約法

・水谷英夫著 民事法研究会 339頁 3150円
職場のいじめ・パワハラと法対策・・・★

5. 発刊書籍の解説

・ 一問一答金融商品取引法の実務 行為規制・取引規制詳説
金融商品取引法を一問一答の形式で解説している。
10章154項目に渡って解説されているが、主に取引や行為の規制の具体的な内容を例示列挙したり、判断基準を挙げたりと、実務的である。
また、条文間での対比・解説などもされており、実務書としてのみならず、学術書としても利用できよう。

・ 職場のいじめ・パワハラと法対策
パワハラやセクハラ等、職場で発生する諸問題について、法対策という観点から解説されている。
パワハラが病的な流行を見せるという観点から、被害者側の対策だけでなく加害者側からの対策についても述べている。
また、実際の60件に及ぶ判例やコラムも随所に載せられており、実務の参考となろう。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
